

告 示

埼玉県告示第百十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人越谷福祉会

三 代表者の氏名

梅澤 祐一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市東大沢四丁目三番地十五フラワーマンション二百五

五 定款に記載された目的

この法人は、越谷市及び周辺地域で生活をされている障害を持たれる方に対して、親の亡き後も生まれ育った地域で何不自由なく安心した生活が送れるように、支援や介助等、必要とする援助を行い、より多くの方のニーズに応えていくことを目的とする。